

政令第

号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表麻しんの項及び風しんの項を次のように改める。

麻しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

第一条の二の表日本脳炎の項定期の予防接種の対象者の欄第三号を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の二の表日本脳炎の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の予防接種法施行令第一条の二の表麻しんの項及び風しんの項の規定は、この政令の施行の日前に予防接種法第三条第一項の規定により行われた麻しん又は風しんに係る予防接種を受けた者及び当該予防接種に相当する予防接種であつて市町村長以外の者により行われたものを受けた者については、適用しない。